

改正

平成29年3月31日告示第78号

鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもを安全に安心して生み育てられる子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育てに必要なおむつを購入することについて、その一部を助成する鹿屋市かわいい孫への贈り物事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) おむつ助成券 紙おむつ、布おむつ及びおむつカバー（以下「おむつ等」という。）を購入する場合に、その料金の一部を助成することを目的として市が発行する助成券をいう。
- (2) 乳児 本市に住民登録を有し、かつ居住している満18歳に満たない者（次号において「児童」という。）のうち、満1歳に満たないものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、本市に住民登録を有し、かつ、現に児童を監護するものをいう。
- (4) 店舗 市内に店舗を有し既におむつの販売実績があり、かつ、本事業の趣旨に賛同する店舗をいう。

(助成の対象)

第3条 事業の助成の対象は、平成28年4月1日以後に出生した乳児（以下「支給対象児」という。）とし、その保護者に対して助成するものとする。

(おむつ助成券の交付申請)

第4条 支給対象児の保護者（以下「助成対象者」という。）が助成を受けようとするときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交付申請書（別記第1号様式）に、身分が証明できるもの及び母子手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「助成申請」という。）は、当該支給対象児の出生日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。

(おむつ助成券の額等)

第5条 おむつ助成券の額は、1枚1,000円とし、支給対象児1人に対して12枚を限度として交付するものとし、交付決定月による当該年度の交付枚数は次の表のとおりとする。

交付決定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当該年度交付枚数	12	12	12	12	12	12	12	10	8	6	4	2

2 申請人からの申出により当該年度の交付枚数より多い請求があった場合は、前項の規定にかかわらず12枚を限度として交付できるものとする。

3 申請した年度に交付を受けたおむつ助成券の枚数が12枚に満たない場合は、残枚数を翌年度に交付するものとする。

4 事業の助成を受けることができる期間は、おむつ助成券の交付を受けた日から1年間（以下「助成対象期間」という。）とする。

（おむつ助成券の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による助成申請があった場合は、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券（別記第2号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によりおむつ助成券を交付したときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交付台帳（別記第3号様式）にその旨を記録し、おむつ助成券の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

（指定事業者）

第7条 この要綱による事業で利用できる店舗として指定を受けようとする者は、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書の提出があった場合は、事業で利用できる店舗として適当と認める事業者を鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者（以下「指定事業者」という。）として指定し、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（指定事業者の取消等）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定業者の責めに

帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定事業者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 取扱店の故意による不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他おむつ助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券取扱事業者指定取消書（別記第6号様式）により、指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、指定事業者が第1項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めたときは、受領したおむつ助成券に対して支払いを受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 指定事業者は、第1項の規定による指定事業者の取消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。

5 第1項の規定により、市長が指定業者の指定を取り消した場合において、指定事業者であった者が既に受領したおむつ助成券を有する場合は、当該おむつ助成券に係る請求を行えるものとする。

（おむつ助成券の利用等）

第9条 おむつ助成券の交付を受けた助成対象者（以下「受給者」という。）は、助成対象期間内に第7条第2項で指定を受けた指定事業者でおむつ等を購入する際に、おむつ助成券を利用することができる。

2 前項の場合において、購入しようとするおむつ等の額がおむつ助成券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとし、又、おむつ助成券の額面を下回った場合は、その差額の払い戻しはしないものとする。

3 おむつ助成券の有効期限は、助成対象期間にかかわらず交付した年度の末日までとし、有効期限を過ぎたおむつ助成券は無効とする。

4 前項の規定にかかわらず、助成対象期間が年度をまたがる場合は、助成対象期間中に限り、未使用分のおむつ助成券と引き換えに新たな有効期限を示したおむつ助成券と交換できるものとする。ただし、当該おむつ助成券の有効期限は、助成対象期間の末日とする。

5 紛失によるおむつ助成券の再発行は行わない。ただし、おむつ助成券を汚損した場合に限り、

汚損したおむつ助成券と引き換えに新たなおむつ助成券を交付できるものとする。

6 前2項のいずれかに該当し、おむつ助成券の交換を希望する者は、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券交換申出書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給者の変更）

第10条 受給者は、受給者又は支給対象児の氏名等に変更があったときは、速やかに鹿屋市かわいい孫への贈り物事業おむつ助成券受給者氏名等変更届（別記第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 受給者は、交付を受けたおむつ助成券を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

（おむつ助成券の返還等）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用のおむつ助成券があった場合は、おむつ助成券の返還を命ずることができる。

- （1）支給対象児が死亡し、又は市外に転出したとき。
- （2）正当な理由なく第10条の届出を怠ったとき。
- （3）おむつ助成券を第三者に譲渡したとき。
- （4）おむつ助成券の記載事項を改変して使用したとき。
- （5）虚偽その他不正の行為により、おむつ助成券の支給を受けたとき。
- （6）支給対象児が本事業以外の他の制度により、助成を受けられることとなったとき。
- （7）その他おむつ助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項第3号から第5号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用したおむつ助成券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（助成金の請求手続）

第13条 指定事業者は、毎月初日から末日までに受領したおむつ助成券を集計し、翌月の10日までに鹿屋市かわいい孫への贈り物事業助成金交付請求書（別記第9号様式）に添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市かわいい孫への贈り物事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月31日告示第78号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第13条関係）